毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和５年３月31日
金　曜　日

号　外⑮

目　　次

公　　告
○都市計画事業の施行　1

公　　告

都市計画事業の施行

富山高岡広域都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、南砺都市計画及び福岡都市計画下水道事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和５年３月31日

富山県知事　新　田　八　朗

１　都市計画事業の種類及び名称

昭和56年建設省告示第1836号

富山高岡広域都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、南砺都市計画及び福岡都市計画下水道事業

小矢部川流域下水道

２　施行者の名称

富山県

３　事務所の所在地

富山市新総曲輪１番７号	富山県土木部都市計画課
高岡市赤祖父211番地	富山県高岡土木センター
小矢部市今石動町２丁目13番１号	富山県高岡土木センター小矢部土木事務所
南砺市寺家 330番地	富山県砺波土木センター

４　事業地の所在

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

変更なし

５　事業施行期間

自　昭和56年11月18日

至　令和６年３月31日

令和５年３月31日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番